

定 款

平成 25 年 4 月 22 日

一般社団法人澁川北群馬歯科医師会

一般社団法人渋川北群馬歯科医師会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人渋川北群馬歯科医師会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を渋川市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、医道の高揚と歯科医学の進歩発展および公衆衛生の普及向上を図り、もって社会ならびに会員の福祉を増進することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 医道高揚に関する事業
- (2) 歯科医学、医術の進歩発達に関する事業
- (3) 社会保障の研究ならびに医療保障に関する事業
- (4) 公衆衛生の普及と予防医学の研究指導に関する事業
- (5) 生涯を通じた地域歯科保健活動に関する事業
- (6) 災害その他不測の事態の援助に関する事業
- (7) 歯科医師の研修に関する事業
- (8) 休日診療所に関する事業
- (9) 医療安全に関する事業
- (10) 会員の福祉及び歯科医業の合理化に関する事業
- (11) その他本会の目的を達成するに必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条 本会は、渋川市、吉岡町及び榛東村を区域とし、この区域内に就業所又は住所を有

する歯科医師で、次条の規定により会員となった者により組織する。

(会員の構成)

第6条 本会会員は、次のとおりとする。

(1) 正会員

歯科診療に従事する歯科医師で本会の目的に賛同して入会した者

(2) 準会員

公的医療機関等に勤務する歯科医師で本会の目的に賛同して入会した者

2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。

3 第1項第1号の正会員は、次に掲げる者で構成する。

(1) 第1種会員 病院、診療所の開設者又は管理者として責任のある歯科医師

(2) 第2種会員 第1種会員が開設又は管理する病院、診療所において診療に従事する歯科医師

(3) 終身会員 第1種会員又は第2種会員で本会に20年以上属し、満70歳に達した者のうち理事会で承認された者

4 第1項第2号の準会員とは、次に掲げる者であって、本会に準会員として入会した者をいう。

(1) 医育機関に勤務する歯科医師

(2) 公的医療機関に勤務する歯科医師

(3) 公的機関に勤務する歯科医師

(4) 理事会が特に認めた区域内の病院診療所に勤務する歯科医師

(会員の資格の取得)

第7条 本会の会員になろうとする者は、所定の用紙による入会申込書に入会金を添えて本会へ提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 入会に関する規程は別に定める。

(会員の権利)

第8条 会員は、法令で定めるもののほか、次に掲げる権利を有する。

(1) 本会の目的に関する研究又は調査を本会に報告し、発表すること。

(2) 本会が発行する関係書類の配布を受けること。

(3) 本会の事業に参加し、事業又は歯科医学、医術に関し、本会に意見を述べること。

(4) 以下の書類等の閲覧及び複写すること。

① 定款、施行細則及び諸規程

② 会員名簿

- ③ 総会議事録
- ④ 会員の代理権証明書等
- ⑤ 書面による議決権行使記録
- ⑥ 事業報告、貸借対照表、損益計算書及びその附属明細書

(会員の義務)

第9条 会員は、入会金、会費及び負担金等を本会に支払う義務を負う。

2 入会金、会費及び負担金等の額は総会において定め、その納入方法は、理事会で定める。

(任意退会)

第10条 会員は、所定の退会届を本会に提出することにより、任意に退会することができる。

(会費等の未納に伴う退会)

第11条 本会は、会員が1年以上又は1年分に相当する会費若しくは負担金等（以下、「会費等」という。）を支払わないときは、当該会員に対し、会費等の支払いについて、催告することができる。当該会員が、催告後においても会費等を支払わないときは、理事会の決議により退会させることができる。

(除名)

第12条 会員が、次のいずれかに該当する場合には、理事会及び裁定委員会の審議裁定を経て、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 歯科医師としての職務を汚したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) この定款その他の規則に違反したとき。
- (4) 社団法人日本歯科医師会又は社団法人群馬県歯科医師会を除名されたとき。
- (5) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 会員を除名しようとする場合は、その会員に対し、除名する総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第13条 会員は、前3条までの場合ほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を失う。

- (1) 当該会員が死亡し、又は本会が解散したとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第 14 条 会員が、第 10 条から第 13 条までの規定により資格を喪失したときは、本会の会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、当該会員が支払った入会金、会費及び負担金等は、これを返金しない。

第 4 章 総会

(構成)

第 15 条 総会は、すべての正会員をもって構成される。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 16 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び残余財産の処分
- (3) 事業計画及び予算
- (4) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (5) 会員の除名
- (6) 理事及び監事の選任又は解任
- (7) 理事及び監事の報酬等の額
- (8) 入会金及び会費等の額
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 17 条 総会は、定時総会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第 18 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 19 条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第 20 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 21 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数の同意をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計が第 24 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使、書面による行使)

第 22 条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員(会長を含む。)を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合において、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第 23 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員の中から総会において選出された議事録署名人 2 人は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員

(役員を設置)

第 24 条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事5名以上14名以内

(2) 監事2名

- 2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事、2名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とする。
- 4 第2項の副会長、専務理事及び常務理事をもって、法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事は、正会員の中から総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
この場合において、理事会は、社員総会の決議により会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、業務を分担執行する。
- 3 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事を選任)

第27条 監事の内1名は本会会員以外の者で法人法第115条に規定する外部監事とし、総会の決議によって選任する。

- 2 前項以外の監事については、正会員の中から総会の決議によって選任された者とする。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第29条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員 の 解任)

第 30 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員 の 報酬)

第 31 条 理事及び監事に対し、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、総会の決議により別に定める。

(損害賠償責任の免除)

第 32 条 本会は、法人法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

- 2 本会は、法人法第 115 条第 1 項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第 113 条で定める最低責任限度額とする。

(顧問)

第 33 条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問の選任又は解任は、理事会において決議する。
- 3 顧問は、会長の諮問にこたえ、本会の会議に出席して意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。
- 4 顧問の任期、処遇等は理事会で決議する。

第 6 章 理事会

(構成)

第 34 条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 35 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 36 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、予め理事会で定めた順位に従い、当該理事が理事会を招集する。

(議長)

第 37 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 38 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 会計及び財産

(事業年度)

第 40 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 41 条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 42 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第 43 条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 44 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 45 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 46 条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 委員会

(委員会)

第 47 条 本会の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の構成及び任務に関しては別に定める。

- 3 委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。
- 4 委員会の議事の運営の細則は、理事会において定める。

第10章 裁定委員会

(裁定委員会)

第48条 本会に裁定委員会を置く。

- 2 裁定委員会は、6名の裁定委員をもって組織する。

(裁定委員の選任)

第49条 裁定委員は、会員の中から、総会において選任する。

(裁定委員の任期)

第50条 裁定委員の任期は、2年とする。

- 2 裁定委員の任期が満了しても、後任者が選任されるまでは、引き続きその職務を行うものとする。

(身分に関する裁定)

第51条 裁定委員会は、次の各号に掲げる事項について、審議しその裁定を行う。

- (1) 第12条(除名)に規定する会員の制裁に関する事項
- (2) 会員の身分又は権利義務についての疑義に関する事項

- 2 前項の裁定を行うにあたっては、当該会員に対して、弁明の機会を与えなければならない。

(裁定委員会に関する規則)

第52条 裁定委員会に関して必要な事項は、総会の決議を経て、別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 1 2 章 補則

(委任)

第 54 条 定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は、石田覚也とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散と登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 40 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。